\bigcirc 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令 (昭和四十三年大蔵省令第二十七号)

め、 なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応す 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異

|--|

定する計算書類 ニュー 信用協同組合 協同組合金融事業法第五条の七第一項に規

応じ、当該イからニまでに定めるものをいう。 十四 計算書類等 次のイからニまでに掲げる金融機関の種類に

[イ〜ハ 略]

報告を含む。) 現告を含む。) 現の規定の適用がある場合にあつては、会計監査人の監査のびに監事の監査の報告(協同組合金融事業法第五条の八第三二 信用協同組合 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並

[十五~十七 略]

(合併認可申請書の添付書類)

る内閣府令で定める書類は、合併の場合にあつては、次に掲げる十三年政令第百四十三号。以下「令」という。)第二条に規定す第二十二条 金融機関の合併及び転換に関する法律施行令(昭和四):

[一~五 略]

書類とする。

五の二 法第二十六条第二項、 号口を除く。 又は法第四十三条において準用する法第三十八条第二項 第二十六条第二項 条第三項 (法第三十一 (法第四十三条におい 条において準用する場合を含む。)又は第三十 0) 規定による公告及び催告 (第二 一号口を除く。)、 法第三十一条において準用する法 て準用する場合を含む。) 法第三十八条第二 (法第二十六条第三 (第二 項 の

条の七第一項に規定する計算書類ニニー信用協同組合ー協同組合による金融事業に関する法律第五

十四 [同上]

[イ〜ハ 同上]

一十五~十七 同上]

(合併認可申請書の添付書類)

第二十二条 [同上]

[一~五 同上]

五の二 法第二十六条第二項、第三十一条において準用する場合を含む。)の規定 二十六条第二項(第二号口を除く。)、第三十八条第二項(第二号口 を除く。)の規定による公告及び催告(法第二十六条第二項(第二号口 を除く。)、第三十八条第二項又は

九号) とを証する書面 者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託した 対し弁済し、 たこと並びに異議を述べた債権者があるときは、 規定により公告を官報 によつてした場合にあつては、 合法第三十三条第四項第二号若しくは第三号に掲げる公告方法 こと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないこ 労働金庫法第九十一条の 第五十七条各号、 若しくは相当 0) 信用金庫法第八十七条の四第 ほ の担保を提供し、 兀 か 第一 銀行法 これらの方法による公告) 項各号又は中小企業等協同 (昭 和 五十六 若しくは当該債権 年法律第五十 当該債権者に 項各号 をし 組

[六~十六 略]

う。 法第六条の の三第三項に規定する労働金庫 項に規定する長期信用銀行代理業者、 項に規定する銀行代理業者、 金融事業法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をい 法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫又は協同組合 庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、 する所属銀行、 一第三項に規定する信用 第十六条の 以下同じ。 消滅金融機関を所属銀行等 三第)とする銀行代理業者等 五第三項に規定する所属長期信用銀行、 長期信用銀行法 三項 に規定する信用 金庫代理業者、 長期信用銀行法第十六条の 代理業者又は協同組合金融事業 (昭和二十七年法律第百八十七 (銀行法第二条第十六項に規定 協同組 信用金庫法第八十五条の 労働金庫法第八十九条 (銀行法第二条第十五 合代理業者を 労働金 五第三 信用 金

により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第 により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第 により公告を官報のほか銀行法第五十七条各号、信用金庫法第 を害するおそれがないことを証する書面

[六~十六 同上]

[号を加える。

記載した書 機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどうかの別を 銀行代理業者等が吸収合併存続金融機関又は新設合併設立金融 以下同じ。 があるときは、 その商号、 名称又は氏名及び当該

[号を加える。

きは、 おいて同じ。 第二項に規定する信用協同組 に規定する労働金庫代理業又は協同組合金融事業法第六条の三 に規定する信用金庫代理業、 定する長期信用銀行代理業、 規定する銀行代理業、 者等が営み、 消 :滅金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があると 当該消滅金融機関が、)に係る業務に関し、 又は行う銀行代理業等 長期信用銀行法第十六条の五第二項に規 当該合併に際し、 労働金庫法第八十九条の三 合代理業をいう。 信用金庫法第八十五条の二第二項 健全かつ適切な運営を確保 (銀行法第二条第十四項に 当該銀行代理 次条第十四号に 一第二項

するための措置を講じていることを記載した書面

十 九 行業、 代行業等に係る契約を締結するかどうかの別を記載し 融機関又は新設合併設立金融機関との間で信用金庫電子決済等 者があるときは、 及び次条第十五号において同じ。)に係る契約を締結している に規定する信用協同 子決済等代行業又は協同組合金融事業法第六条の五の二第二項 金庫法第八十五条の四第二項に規定する信用金庫電子決済等代 消滅金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等 労働金庫 法第八十九条の その商号、 組 合電子決済等代行業をいう。 名称又は氏名及び吸収合併存続金 五第二項に規定する労働金庫電 以下この た書面 信用 号

[号を加える。

氏名及び転換後金融機係る契約を締結していくる契約を締結している記載した書面	、健全かつ適切な運営を 十四 転換前の金融機関を るときは、当該転換前の るときは、当該転換前の	転換後金融機関を所属十三 転換前の金融機関	十一法第六条第五項において準用する ・ 法第六条第五項において準用する ・ 法第六条第五項において準用する	一合十	(転換忍可申请書の忝讨書類)二十 [略]
氏名及び転換後金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等係る契約を締結している者があるときは、その商号、名称又は五「転換前の金融機関との間で信用金庫電子決済等代行業等にを記載した書面	健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じていること代理業者等が営み、又は行う銀行代理業等に係る業務に関しときは、当該転換前の金融機関が、当該転換に際し、当該銀がの別を記載した書面	転換後金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等となるかどるときは、その商号、名称又は氏名及び当該銀行代理業者等が三「転換前の金融機関を所属銀行等とする銀行代理業者等があ二「略]	託業務を終了したことを証する書面 法第六条第五項において準用する同条第二項の規定によるの継続の期限を記載した書面		
[号を加える。]	[号を加える。]	[号を加える。]	信託業務を終了したことを証する書面十一 法第六条第四項において準用する同条第二項の規定による務の継続の期限を記載した書面	一十	(玄奐忍可申请書の忝寸書質)十七 [同上]

に係る契約を締結するかどうかの別を記載した書面

[略]

(業務の継続の特例に係る承認申請書の添付書類

第二十四条 働金庫である場合にあつては、 場合を含む。 載した書面とする 金融機関若しくは新設合併設立金融機関又は転換後金融機関が労 について知ることができる書面その他金融庁長官 を含む。 、及び第三十条第 (時における法第六条第三項 次項において同じ。 令第三条第一項第四号)に規定する内閣府令で定める書類は、 項において同じ。 (同条第五項において準用する場合 金融庁長官及び厚生労働大臣。 に規定する業務に係る取引の状況 (同条第三項において準用する が必要と認める事項を記 (吸収合併存続 合併又は転 次

2 む。 令第三条第二項第三**号**)に規定する内閣府令で定める書類 (同条第三項において準用する場合を含 は、 法第六条第四項 同

業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融 項に規定する計画の変更の承認の申請時における同項に規定する 条第五項において準用する場合を含む。)の規定による同条第三

庁長官が必要と認める事項を記載した書面とする。

(標準処 理期間

第三十条 はこの府令の規定による認可又は 金融庁長官、 財務局長又は福岡財務支局長は、 承認に関する申請 (予備審査に 法、 令又

同上

(業務 の継続の承認申請書の添付書類

第二十四条 場合を含む。 換時における法第六条第三項に規定する業務に係る取引の状況に 令第三条第一項第四号)に規定する内閣府令で定める書類は、 (同条第二項において準用する 合併又は

項を記載した書面とする

ついて知ることができる書面その他金融庁長官が必要と認める事

[項を加える。

標準処理期間

第三十条 定する場合にあ 金融庁長官 つては、 (法第五条第七項及び第六十八条第四項に規 金融庁長官及び厚生労働大臣) 財務局

第 該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、前条 係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、 ものとする。 達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努める 一項に規定する官庁を経由する場合にあつては、当該官庁に到

2 略

備考 表中の \Box の記載は注記である。

> 当 申請に対する処分をするよう努めるものとする。 する場合にあつては、当該官庁に到達してから二月以内に、当該 う努めるものとする。ただし、前条第一項に規定する官庁を経由 務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよ 長又は福岡財務支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可 又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事

2

[同上]